

# ARCO Trademark News Letter

Latest news and topics on domestic & overseas trademarks

あけましておめでとうございます。

## DOMESTIC TOPICS

### ～「ご当地バーガー」に見る商標事情～

ここ数年「B級グルメ」や「ご当地」ブームが続く中、地元の食材にこだわったハンバーガー、いわゆる「ご当地バーガー」の人気も全国的に広がっており、「札幌バーガー」や「琉球バーガー」等、過去5年間で50件以上の「ご当地バーガー」商標が登録されています。

しかし、地名+「バーガー」の文字のみでは、出願人の商標として有名でない限り、出所表示機能が認められないことから、以下のように識別力のある図形等と結合した商標(10件程度)で登録されているのが現状です。



登録第5193773号

神戸バーガー

登録第5278073号

そんな中、「ご当地バーガー」ブームの火付け役となった「佐世保バーガー」の商標を巡り、下掲の左の登録商標の効力範囲に右のマークが属するか、2010年4月に特許庁に判定請求\*がされました(判定2010-600012, 2010-600016)。

登録商標	マーク

特許庁の判定は、右マークの使用は左登録商標の効力の範囲に属さないというものでした。主な理由は以下のとおりです。

- ✓「登録商標」中の普通書体で書かれた「佐世保バーガー」の文字部分は、「長崎県佐世保市で販売されているハンバーガー」としてむしろ広く一般に知られているため、識別力が無い。
- ✓指定商品も「長崎県佐世保市産のハンバーガー」である。
- ✓マーク中の「佐世保バーガー」の文字部分も同様に識別力が無く、該部分に登録商標の効力は及ばない(商標法26条)。
- ✓「佐世保バーガー」の文字以外の部分は類似しない。

この事例のように、識別力の無い文字の組み合わせについて他人の使用を排除したい場合は、図形等と結合せず、その文字(名称)部分のみについて商標登録を受けることが望ましいですが、そのためには、その文字(名称)が広く一般に使用されておらず、出願人の商標として有名になっていなければなりません(商標法3条2項)。

一方で、「ご当地バーガー」のように町おこしを目的として生まれた地域名を使った商品の名称の場合、特定人が独占するよりは、寧ろ地域ブランドとして、地域団体商標(商標法7条の2)の登録に取り組む方が効果的な権利取得につながります。

\*判定請求とは:

係争の対象物が商標権の効力範囲に属するか否かについて、特許庁の公的見解を求めることができる商標法上の制度(商標法28条)で、誰でも請求することができます。審判と同様に三名の審判官が審理しますが、あくまで鑑定的な判断であり、法的拘束力はありません。

[弁理士: 足立ゆかり]

## OVERSEAS TOPICS

### 台湾一商標出願料金の改定(2011.2.1より施行)

台湾への新規商標出願に係る政府料金(印紙代)が、2011年2月1日より以下の通り改定されます。

#### 【第1類～第34類の指定商品に係る印紙代】

区分ごとの指定商品の数が20個以内の場合、印紙代は基本料金のみNT\$3,000(US\$109.09)となります。又、指定商品の数が21個以上である場合には、1個ごとにNT\$200(US\$7.27)が加算されます。

※これにより、1区分内の指定商品の数が30個を超える場合、従来よりも印紙代が高くなります。

#### 【第35類～第45類の指定役務に係る印紙代】

指定役務の数を問わず区分ごとの基本料金はNT\$3,000(US\$109.09)となります。

ただし、特定の商品の小売・卸売に係る役務に関しては、当該役務の数が6品目以上である場合、1個ごとにNT\$500(US\$18.18)が加算されます。

#### 【商標権更新出願に係る印紙代について】

更新出願に係る印紙代NT\$4,000(US\$145.45)に変更はありませんが、更新査定通知書が発行される前に、更新出願を取下げた場合、印紙代の返金を請求できます。

[弁理士: 三上真毅]

